

広島県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。
平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市三和町上志字流田三六五番一地从先から 三次市三和町上志字伏波羅一〇六四番一地从先 まで	敷地の幅員 (メートル)	〇・三〇 〇・三二 〇・三六	延 長 (メートル)
	〇・三〇 〇・三二 〇・三六	七・四〇 一六・三〇	〇・三九七・ 〇〇
	〇・三八〇・ 〇〇		備 考
	拡幅		